

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

平成 31 年 2 月 28 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800328号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800056号

## 第1 結論

昭和58年1月から昭和59年8月までの請求期間及び昭和61年8月から平成元年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年1月から昭和59年8月まで  
② 昭和61年8月から平成元年12月まで

私の国民年金の加入手続については、会社を退職した直後の昭和58年1月頃に私の妻がA市役所で行い、国民年金保険料も妻が夫婦二人分を郵便局や銀行などで納付していたはずである。

請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、会社を退職した直後の昭和58年1月頃に請求者の妻がA市役所で請求者の国民年金の加入手続を行ったはずである旨陳述している。

しかしながら、A市に係る国民年金手帳記号番号払出簿には、昭和58年6月頃までに払い出された国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)が収録されているところ、請求者が会社を退職した昭和58年1月から払出簿で確認できる同年6月頃までの間に払い出された国民年金番号の中に、請求者に係るものは見当たらない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索によると、請求者の国民年金番号は、請求者夫婦が平成2年に転居したB市C区において請求者の妻と連番で払い出されていたことが確認できるものの、A市を含めて他の市区町村において別の国民年金番号が払い出されていたとは確認できない。

さらに、B市C区の請求者夫婦に係る国民年金被保険者名簿に記載されている異動年月日(平成2年4月4日)、口座振替の開始年月(平成2年6月)及びB市役所の担当者の陳述から判断すると、請求者は妻とともに、平成2年4月頃にB市C区で国民年金の加入手続を行ったと考えられるところ、平成2年4月時点では、請求期間①及び請求期間②のうち昭和61年

8月から昭和62年12月までの期間の保険料は、時効により納付することはできない上、請求期間①は国民年金の未加入期間とされていることから、保険料を納付することはできない。

加えて、平成2年4月時点において、請求期間②のうち昭和63年1月から平成元年12月までの期間の国民年金保険料は遡って納付することが可能であるものの、請求者の妻は遡って保険料を納付したことはない旨陳述している。

そのほか、請求者が、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800329号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800057号

## 第1 結論

昭和57年4月から平成元年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年4月から平成元年12月まで

私は、会社を退職した直後の昭和57年4月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も郵便局や銀行などで納付し、夫が国民年金に加入してからは、私が夫婦二人分の保険料を納付した。

請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、会社を退職した直後の昭和57年4月に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した旨陳述している。

しかしながら、A市に係る国民年金手帳記号番号払出簿には、昭和58年6月頃までに払い出された国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)が収録されているところ、請求者が会社を退職した昭和57年3月から払出簿で確認できる昭和58年6月頃までの間に払い出された国民年金番号の中に、請求者に係るものは見当たらない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索によると、請求者の国民年金番号は、請求者夫婦が平成2年に転居したB市C区において、請求者の夫と連番で払い出されていたことは確認できるものの、A市を含めて他の市区町村において別の国民年金番号が払い出されていたとは確認できない。

さらに、B市C区の請求者夫婦に係る国民年金被保険者名簿に記載されている異動年月日(平成2年4月4日)、口座振替の開始年月(平成2年6月)及びB市役所の担当者の陳述から判断すると、請求者は夫とともに、平成2年4月頃にB市C区で国民年金の加入手続を行ったと考えられるところ、平成2年4月時点では、請求期間のうち昭和57年4月から昭和62年12月までの期間の保険料は、時効により納付することはできない。

加えて、平成2年4月時点において、請求期間のうち昭和63年1月から平成元年12月まで

の期間の国民年金保険料は遡って納付することが可能であるものの、請求者は遡って保険料を納付したことはない旨陳述している。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800335号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800058号

## 第1 結論

平成15年\*月から平成17年6月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年\*月から平成17年6月まで

私は、両親の勧めがあったことから20歳のときに国民年金の加入手続きを行ったが、生活が苦しかったので国民年金保険料を納付することができなかった。その後、国民年金の関係の方が自宅に来たので家庭の経済状況を伝えたところ、国民年金保険料の免除申請を勧めたので、私は請求期間に係る免除申請を行った。調査の上、請求期間を保険料免除期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請について、申請時期に関する記憶は明確でないものの、申請手続を毎年行い、免除の承認を受けていたと陳述している。

しかしながら、請求者が請求期間当時居住していたA市の住民情報システムの記録によると、請求期間のうち平成15年\*月から平成16年6月までの期間及び平成17年4月から同年6月までの期間については、請求者が免除申請を行ったことが確認できるものの、当該申請はそれぞれ平成16年1月16日及び平成18年6月13日に免除申請却下の入力処理が行われていることが確認でき、平成15年\*月及び平成16年7月から平成17年3月までの期間については請求者が免除申請を行った記録は確認できない。

また、オンライン記録により、請求期間直後の平成17年7月から平成19年6月までの期間に係る免除申請年月日及びその処理年月日が請求者と同じであることが確認できる請求者の元夫も請求期間は未納となっている。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。